

## 補助率及び補助限度額

補助率：**補助対象経費の4分の3**（千円未満切捨て）

1 団体の限度額：20万円～250万円

※商工団体を除く商店街組織及びその他の団体は、補助金交付申請日時点の会員数により限度額が決定します。

※各団体の会員数には下限がありますので、ご注意ください。

※1 団体につき、補助は1 回限りです。

各団体の補助金限度額算定基準は次のとおりです。

なお、複数の団体が連携して事業を行う場合の補助限度額は、各団体の会員数に応じた限度額の合計額となります。

### 【商工団体】

商工団体	尾道商工会議所	因島商工会議所	尾道しまなみ商工会
限度額	250万円	150万円	150万円

※尾道しまなみ商工会に限り、各支所ごとに申請することができます。

この場合の補助限度額は、1 所50万円となります。

### 【商店街】

尾道本通り商店街連合会・土生町商店街連合会に属する商店街団体、又は任意の商店街組織で規約等により代表者の定めがあり財産の管理を適正に行うことができる団体

会員数	5～19	20～29	30～39	40～49	50～
限度額	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円

※尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会それぞれに属する全ての商店街組織が各連合会で共同参加する場合、連合会を代表団体として申請することができます。この場合の補助限度額は、連合会への加盟会員数を算定基礎とします。

### 【その他の団体】

各業種等で組織された協会・組合などで、次の要件に全て該当する団体

- ・団体の活動目的及び運営について、規約、会則等があること
- ・予算及び決算を適正に行っていること
- ・原則として、1 年以上継続して活動していること

会員数	15～49	50～99	100～199	200～299	300～
限度額	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円